

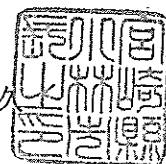


小林市公告第 17 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を令和 7 年 3 月 31 日付けで策定し、同法第 19 条第 8 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 31 日

小林市長 宮原 義久



記

1 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を策定した地区

幸ヶ丘東地区、深草地区、堤地区、二原地区、南西四区地区、大久津地区、北西一区地区、野神原地区、山田ヶ原地区、窪田地区、杉玉地区、山宮地区、坂元地区、市谷地区、巢ノ浦地区、新田場地区、永久井野地区、保楊枝原地区、高月地区、東方地区、鵜戸前地区、千歳・環野地区、牟田原地区、細野地区、水流迫地区、北西三区地区、坂下地区、広庭地区、孝ノ子地区、種子田地区、南西二区地区、大丸地区、紙屋地区、東麓地区、三ヶ野山地区、野尻原地区、須木中央地区、鳥田町地区、須木奈佐木地区、内山地区

2 縦覧場所

経済建設部 農業振興課

須木庁舎 地域振興課

野尻庁舎 地域振興課